

大分港振興協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、大分港振興協議会という。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、会長の指定する団体等に置く。

2. 事務局員は、会長が任命または委嘱する。

(目的)

第3条 本会は、大分港の振興対策を強力に推進し、もって大分港の一層の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中央及び県の港湾関係当局と連絡をとり、これが査問に応じ、または当局に建議すること。
- (2) 大分港振興のため必要な事項を調査研究すること。
- (3) 大分港振興に関する講演会、研究会、各種行事、祝典等に協力し、併せて宣伝活動を行うこと。
- (4) 港湾諸施設利用のための完備推進に関する事項、並びにその運営協議に協力すること。
- (5) 前各号のほか、本会の目的達成に必要な事項。

(組織)

第5条 本会は、大分港の振興に関し、本会の趣旨に賛同する貿易、海運、倉庫、臨海工業等港湾関係者及びその有志をもって組織する。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員
 - (2) 特別会員
2. 正会員は、本会の趣旨に賛同し、第8条の会費を納めるものとする。
 3. 特別会員は、本会の趣旨に賛同する有識者のうちから理事会の推薦により加入し、会費を納めないものとする。

(加入及び脱退)

第7条 本会の加入は、理事会の決議による。脱退は、その旨を届出なければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならならない。

2. 既納の会費は、返戻さない。

第3章 役員及び顧問

(役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会 長 1人

副 会 長 5人以内

専務理事 1人を置くことができる。

理 事 若干名（会長、副会長、専務理事を含む）

監 事 3人以内

(役員の選出)

第10条 理事及び監事は、会員のうちから総会において選出する。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。但し、再選を妨げない。

2. 役員が辞任し、またはその任期が満了しても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

3. 補欠のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第12条 本会は、理事会の決議により、顧問若干名を置くことができる。

(役員の任務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を通じて総会の決議に基づく本会会務執行の責めに任ずる。
5. 監事は、本会の業務並びに会計の状況を監査する。

第4章 会 議

(会議の招集)

第14条 総会及び理事会は、会長が招集し、その議長となる。

(総 会)

第15条 総会は、事業計画、事業報告、予算、決算、会則の改廃、その他重要事項を決議する。

- (1) 総会は、その権限に属する事項を理事会に委任することができる。
- (2) 総会は、通常総会、臨時総会とする。
- (3) 通常総会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に召集する。
- (4) 臨時総会は、会長が必要と認めたときに召集する。
- (5) 総会は、会員の3分の1以上の出席をもってこれを開き、議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数なるときは、議長の決するところによる。

(理 事 会)

第16条 理事会は、会務執行に関する事項、総会に提出する議案、総会から委任された事項、その他重要事項を決議する。

(議 事 錄)

第17条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議事の要領を記載し、議長及び議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名しなければならない。

第5章 会 計

(経 費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてるものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1. この会則は、昭和43年4月1日から施行する。
2. 昭和52年6月10日会則の一部改正。
3. この会則に定められていないものは、社会通念に従って処理するものとする。